

〇〇自主防災会防災活動計画書

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

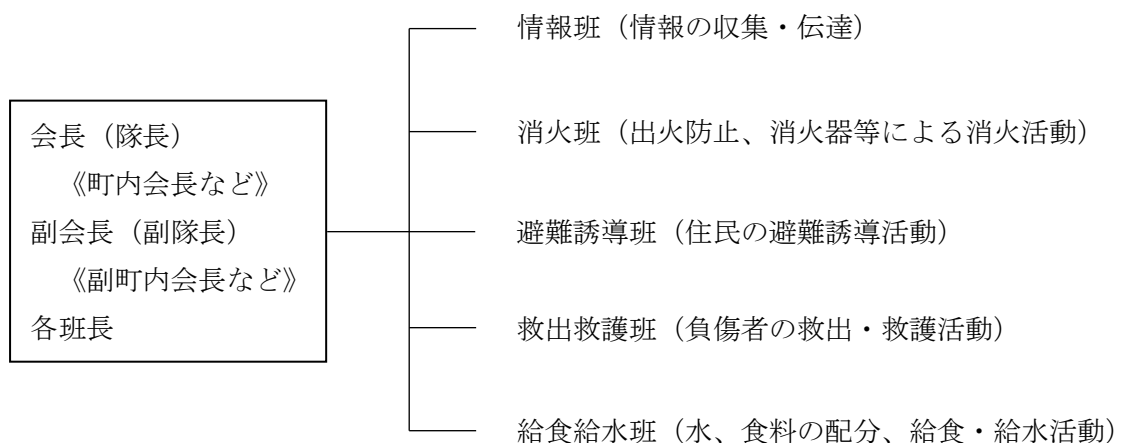
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出・救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (2) 普及方法は、次のとおりとする。
- ア パンフレット、チラシ等の配布
 - イ コミュニティ情報誌等への記事掲載
 - ウ 講習会、研修会等の開催
- (3) 実施時期
- 火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。
- ア 情報の収集・伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出・救護訓練
- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。
- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
 - イ 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

- (1) 情報の収集・伝達
- 情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、伝令等による。

7 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示が発令されたとき又は自主防災会会長が必要であると認めたととき、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、多治見市又は避難所の施設管理者の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

別紙1「避難計画書」のとおり

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 消火器等消火資機材の整備状況

ウ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、各家庭においては、消火器、水バケツ等を配備する。

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたとときは、最寄りの医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の管理・情報共有

災害時に避難行動要支援者を支援するため、市から提供された避難行動要支援者名簿を管理するとともに、地域内で情報共有する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

12 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

別紙2「防災資機材等配備計画」のとおり

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

